

## 【小論文】

後記の資料①及び②を読んで、次の問題に答えなさい。

### 問題

- (1) ①で見直しを迫られている価値観とは、どのようなものか。また、最高裁はなぜそのような見直しを迫っているのか。
- (2) ①の事件の子どもたちが日本国籍を必要とする理由は、日本社会のどのような現状に起因しているか。あなたの意見を述べなさい。
- (3) ②によれば、日本社会とイギリス社会の自国に居住している外国人に対する態度の根本的な違いは何か。
- (4) ①及び②を読んで、非日本人の位置づけについて、今後の日本社会がめざすべき方向について、あなたの意見を述べなさい。

資料① 毎日新聞 2008年6月5日 社説「価値観の見直し迫る最高裁」

<国籍法は違憲> 家族観や結婚観の変化を加速する契機となるに違いない。結婚していない日本人の父とフィリピン人の母から生まれた子どもの国籍をめぐる訴訟で、最高裁大法廷が下した判決だ。

嫡出子なら国籍を得るのに、非嫡出子が出生後に父から認知されても国籍を得ることができないのは、合理的な理由のない差別だと断じた。最高裁にとって戦後8件目の法規定への違憲判決だ。

事情を知る市民には得心のいく判断だ。不合理極まる差別が生じていたからだ。たとえば原告の1人、マサミ・タピルちゃんは父から出生後に認知されたため日本国籍を取得できず、母と同じフィリピン国籍だった。同じ父母を持つ妹は胎児の時に認知を受けたため、日本国籍を得ている。母子3人は日本で一緒に暮らしているのに、認知時期の違いで外国人扱いされた。さまざまな不利益を被り、母子で強制送還されるケースまであるから、ゆるがせにできぬ問題だった。

注目すべきは、最高裁が時代の変化を敏感に読み取ったことだ。争点の国籍法3条1項<sup>(注1)</sup>について、84年の新設当時は合理性があったとした上で、その後は家族生活や親子関係に関する意識が変化し、実態が多様化した、と強調。父母が結婚しているからわが国との密接な結びつきが認められるとする考えは、今日では必ずしも実態に適合しない、との結論を導いた。判決はまた、諸外国では非嫡出子への法的な差別を解消させ、自国民との父子関係があれば国籍を取得させるのが潮流、と指摘。子どもの権利条約が出生による差別禁止を規定していることにも言及した。

要するに、くだんの条項は時代遅れで、国際化が進む今、通用しないというのである。

判決の影響は大きい。国会が法改正を迫られるだけでない。社会より一步遅れるとやゆされる司法府が、家族や親子などに関する意識が変化した、と指摘した事実を、市民一人一人が重く受け止めねばならない。

届け出婚に執着する考え方は、結婚形態の多様化を容認する国際世論に、転換を迫られるかもしれない。少子化対策では、自由な結婚観が重要ともいわれている。子どもの人権を優先すれば、嫡出子と非嫡出子との差別は許されない。相続上の差を認める民法の規定も見直しの対象となる。

だが、重婚にも似た内縁関係まで是とすることには異論もある。今回の判決で5人の裁判官が述べた反対意見<sup>(注2)</sup>も、重視されねばならない。新しいコンセンサスを練り上げるため、慎重な論議が必要だ。

国内外で日本人男性と外国人女性との間に生まれ、認知さえ受けられずにいる子どもたちの存在も忘れてはならない。男性側の不誠実さが悲劇を生むことがないよう、身を律する姿勢も求められている。

(注1) 国籍法3条1項：父母の婚姻及びその認知により嫡出子たる身分を取得した子で二十歳未満のもの（日本国民であった者を除く。）は、認知をした父又は母が子の出生の時に日本国民であった場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であったときは、法務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を取得することができる。

(注2) 判決理由の要旨 (朝日新聞 6月5日より)

□反対意見 (横尾、津野、古田各裁判官)

家族生活や親子関係に関する国民一般の意識に大きな変化があったかは具体的に明らかではない。西欧諸国と我が国とは社会の状況に大きな違いがあり、その動向を直ちに憲法適合性の判断の考慮事情とするのは相当でない。

我が国との結び付きの有無、程度を個別に判断する帰化制度は合理的で、条件も大幅に緩和されている。国籍法が父母が婚姻した子に届け出による国籍の取得を認め、父から出生後に認知されたにとどまる子は帰化によるとしている点は憲法14条1項に違反しない。

□反対意見 (甲斐中、堀籠両裁判官) <略>

資料② 朝日新聞 2008年4月13日 『『移民』と呼ばない日本』 (大野博人)

ロンドン東部のブリック・レーン。バングラデシュからの移民が多いその通りのモスクはあの独特の塔も持たず、あまりモスクらしくない。

それもそのはず、18世紀に建てられたときはモスクではなかった。フランスでの宗教迫害から逃れてきたユグノー教徒たちの教会だった。それが19世紀末にはユダヤ教の礼拝堂になり、モスクに生まれ変わったのは1976年。新たな移民の波に洗われるたびに役割を変えていった。

そのモスクを見ながら、日本からの最近のニュースに覚えた違和感を思い出した。

政府が「外国人労働者」に日本語の試験を課すことを検討しているとか、介護や看護の現場にフィリピン人やインドネシア人を「外国人労働者」として受け入れるとか。

なぜ「移民」と呼ばないのだろうか？

「永住者ならそう呼べるでしょうが」と外務省。法務省入国管理局もあいまいな概念なので使わないという。

ロンドン大学移民分析研究所のクリスチャン・ドゥストマン所長は「私たち研究者は移民 (immigrant) を出身国から他国に来て働き生活している人とだけ定義している」と話す。自身もドイツ出身の移民だ。

「英国の場合、白人移民の半分くらいは5年後には帰国する」と所長。「主要な国の経済活動は今後ますます世界中からの人材で成り立つようになるだろう」。永住するかどうかで定義しても、多様でダイナミックな人の動きを把握できないというわけだ。

所長の定義だと、日本の「外国人労働者」も移民だ。それに「外国人」という言葉は、日本が彼らの生活の拠点ではないと強調しているようでもある。だが、実際にそんな人ばかりだろうか。

日本政府は06年、滞在する外国人を対象とした「総合的対応策」をまとめている。これが興味深い。

200万人を超える彼らの中の「生活者としての外国人」に注目。この人たちは「グローバル化の中で今後も増加」する見込みで、日系人を中心に家族も増えそうだから日本社会になじめるよう生活環境を整えるとしている。対策として子供たちの就学促進や働く環境の改善を挙げる。フランスなどの「移民の社会統合政策」を参考にしたいとも書いている。

だったら「生活者としての」なんてまどろっこしい言い方はやめて移民と呼べばいいのではないか。

結局、日本でも政府が対策を急務と考えるほどに移民は増えているということだろう。ただし「外国人労働者」という別の名前で。

「日本社会にある不安を刺激したくなくて政治家も行政もメディアも移民という呼び方を避けてきたのでは。でも在留者の多くは実態としては移民でしょうね」。そう指摘するのは外国人政策研究所の石原進理事だ。

若者がパリの郊外で暴動を起こしたり、ロンドンでテロに走ったり。諸外国の移民には社会問題のイメージがつきまとう。私たちは呼び方を変えることで、移民という現象を自分に無縁だと思込もうとしてきたのかもしれない。ブリック・レーンのモスクが象徴する先行国の膨大な経験も、「移民はひとごと」と考える限り共有する発想にはつながりにくい。

ドゥストマン所長は「移民は『問題』ではなく『挑戦』と見るべきだ」と話す。「急速に増えれば社会に緊張をもたらすが、経済的貢献は大きいし社会保障にも寄与する。移民がいないロンドンは想像できない。なにしろ住民の40%が外国生まれなのだから」

「移民を受け入れるべきかどうか」という日本での問いは現実に出し抜かれつつあるように見える。本当の課題は「どう受け入れるべきか」に移っているのではないか。